

大 個 審 第 1 1 号  
( 答 申 第 2 6 2 号 )  
平成 2 6 年 6 月 1 7 日

大 阪 府 知 事      様

大 阪 府 個 人 情 報 保 護 審 議 会  
会 長   角 松   生 史

個 人 情 報 の 取 扱 い に 関 す る 意 見 に つ い て ( 答 申 )

平成 2 6 年 6 月 1 1 日 付 け 農 推 第 1 5 2 1 号 で 諮 問 の あ り ま し た 「 青 年 就 農 給 付 金 対 象 者 デ ー タ ベ ー ス シ ス テ ム 」 に 係 る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 第 8 条 第 3 項 に 規 定 す る 通 信 回 線 に よ り 結 合 さ れ た 電 子 計 算 機 を 用 い た 個 人 情 報 の 実 施 機 関 以 外 へ の 提 供 禁 止 に 対 す る 例 外 事 項 に つ い て は 、 審 議 の 結 果 、 下 記 事 項 に 留 意 し て 、 個 人 情 報 の 保 護 に 万 全 の 措 置 を 講 じ る こ と を 前 提 に 、 諮 問 の 内 容 を 適 当 な も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ま す 。

記

- 1  青年就農給付金申請書等に記載される個人情報を電子計算機に登録して重複受給確認等を行うに当たっては、これらの情報の漏えい、滅失、き損の防止等適切な管理のため、全国農業会議所が規定する「青年就農給付金給付対象者データベースシステム（以下「本システム」という。）の情報セキュリティに関する運用規定」及び本府が規定する「本システムに関する運用規定」を遵守し、個人情報の安全確保に万全を期すること。
- 2  本人の同意を得るに当たっては、本システムへ提供する個人情報の内容を氏名、住所、生年月日、給付主体に限定することとし、本システムの趣旨、提供範囲及び利用方法について明確にした上で、本システムへの登録前に同意を得ること。
- 3  本システムにアクセスできる職員を必要最小限の者に限定するとともに、ID及びパスワードについては、第三者供与の禁止を徹底し、厳格に運用すること。また、アクセスできる職員に対しては、研修の機会を定期的に設けること。
- 4  今後、本システムの内容が変更され、提供する個人情報の範囲若しくは提供される機関・団体の範囲を拡大する等の場合は、事前に、改めて本審議会に諮問すること。